南幌町農業経営基盤強化促進

令和５年９月

空知郡南幌町

　　　　　　　　　　　　　　目　　　　　　　　　　次

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標　　　　　　　　・・・・・・・・・　　１

　　　１．南幌町農業の概況　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・　　１

　　　２．南幌町農業の現状と課題　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・　　１

　　　３．農業経営基盤の強化の促進に関する取組方向　　　　・・・・・・・・・　　２

　　　４．新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標・・・・　　４

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する

営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標　・・・・・・・・　　４

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する

営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業

経営の指標　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・　１０

第４　第２及び第３に掲げる事項のほか、農業を担う者の

確保及び育成に関する事項　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・　１１

　　　１．農業を担う者の確保及び育成の考え方　　　　　　　・・・・・・・・・　１１

　　　２．本町が主体的に行う取組　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・・　１１

　　　３．関係機関との連携・役割分担の考え方　　　　　　　・・・・・・・・・　１１

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する

目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項　　・・・・・・・・　１２

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項　　　　　　　　　・・・・・・・・　１２

　　　１．第18条第１項の協議の場の設置の方法、第19条第１項に規定する地域計画

　　　　の区域の基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項・・・・　１２

　　　２．農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる

　　　　区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項　　・・・　１２

３．農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を

受けて行う農作業の実施の促進に関する事項　　　　　　・・・・・・・・　１５

　　　４．その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項　・・・・・・　１６

５．農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項　　　　・・・・・・・・　１６

第７　その他　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・・・・　１６

第１　農業経営基盤の強化の促進に関する目標

１　南幌町農業の概況

　　南幌町は、北海道中西部にある空知総合振興局管内の西南端、石狩平野のほぼ中央部に位置し、町域は東西に11.76ｋｍ、南北に13.85ｋｍで総面積81.36ｋ㎡を有している。

　　地形は全域が平坦であり、土地利用状況は全体の66.8％が農用地、宅地が5.4％、その他27.6％となっており、その他のうち山林原野はわずか0.26％にすぎず、また農用地については、その大部分が「田」である。

本町農業は、米を基幹作物として農業生産を展開してきたが、過去からの生産調整政策が転換された平成30年度以降においても、需給バランスに応じた米の生産の他、小麦・大豆等を推進するとともに、収益性の高い野菜を導入し、札幌都市圏に隣接する地理的優位性を生かした取り組みを行っている。

２　南幌町農業の現状と課題

（１）南幌町農業の特徴

南幌町農業は、平坦地のメリットを最大限に生かし、水稲を主体として大規模な専業農家経営を展開しつつ、今日まで着実な発展を遂げてきたところである。

1戸当たりの平均経営耕地面積は令和3年3月で33.2haであり、そのうち田は31.7haと全国有数の規模となっており、農家戸数全体の中で平均面積を上回る農家は36.5％である。

　　また、農家のうち農業所得を主体とする農家（主業農家）の割合は、82.2％となっており、全道平均の71.6％を上回る数値となっている。

また、昭和45年から行政により行われてきた米の生産調整政策が廃止となった平成30年度以降、都道府県農業再生協議会等により「生産の目安」が示され、生産者が自らによる経営判断・販売戦略に基づいて需要に応じた生産が進められており、地域が一体となって長期的に農業経営を安定させていくための体制づくりをより一層強化していく必要がある。

（２）南幌町農業の構造

　ア　農家戸数及び農業就業人口等

　　　本町の農家戸数は年々減少を続けており、令和3年3月では164戸と5年前に比べ、13戸（△7.3％）減少している。農地所有適格法人については、平成13年に1法人が設立されて以来、生産組織等の法人化が進むとともに、近年では福利厚生の充実や経営改善など農業経営の合理化を目標に１戸１法人として設立するケースもあり、現在は15法人が設立されている。

　　　農家人口については、696人と5年前に比べ101人（△12.6％）減少している。農家後継の新規学卒やＵターンによる就農者がいるほか、法人に所属する新規就農者もいることから、ある程度の農業後継者は確保されている状況にあるものの、後継者が不在である農業従事者の高齢化等により、今後も農家戸数の減少が懸念される。

イ　耕地面積及び権利移動面積等

　　　　本町の耕地面積は5,442haで、過去から減少傾向にあるが、耕作放棄地及び耕作放棄地となるおそれがある農地（以下「耕作放棄地等」という。）については、農業委員会等の調査を通じて現況では存在しない状況になっている。

　　　また、農地の耕作を目的とする農地法及び農業経営基盤強化促進法に基づく権利移動は、令和3年3月では件数で35件、面積で201㏊となっている。

（３）本町農業を取り巻く情勢

　　　令和2年3月に決定された国の新たな食料・農業・農村基本計画では、産業施策と地域政策を推進のうえ、将来にわたって国民生活に不可欠な食料を安定的に供給し、食料自給率の向上と食料安全保障の確立を図ることとされており、施策推進の基本的な視点として農業の持続性確保に向けた人材の育成・確保と生産基盤の強化、スマート農業の加速化が掲げられている。

また、農業従事者の高齢化等により担い手の減少が進んでおり、将来にわたり農地を維持していくには、新たな担い手を確保・育成していかなければならず、本町における農業施策として、新規就農者（農業研修生）用の住宅整備、Ｕターンなどによる親元就農や農業法人に所属する新規就農者の促進を図るための助成金制度による担い手の育成、国や北海道の補助制度を活用した環境と調和した農業の推進や、スマート農業取組の加速化に取り組む。

３　農業経営基盤強化の促進に関する取組方向

（１）基本的な考え方

　本町農業が持続的に発展していくためには、関係機関が連携し、地域の実情に応じて、家族経営をはじめとする農業経営体が経営体質と生産基盤の強化を図りながら、農業生産額の増大や生産コスト

の縮減による農業所得の増大と6次産業化による農業経営の多角化の取組を推進するとともに、農業経営体を支える営農支援組織の育成を行うなど、効率的かつ安定的で多様な農業経営を育成・確保し、

これらの担い手への農用地の利用集積・集約化を促進する。

また、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の目標の一つである持続可能な農業生産を進めるため、環境と調和した農業を推進する。

（２）効率的かつ安定的な農業経営についての目標とすべき所得水準及び労働時間

農業が職業として選択できる魅力のあるものとするため、本町又はその近隣の市町村において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間の水準を達成しつつ、他産業従事者並みの生涯所得に相当し得る年間農業所得を確保できる効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に努める。

なお、目標とする所得水準及び労働時間は次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 目標年間農業所得　 | １経営体当たり概ね500万円 |
| 目標年間労働時間　 | 　主たる従事者１人当たり1,700～2,000時間程度 |

（３）新たに農業経営を営もうとする青年等の目標とする所得水準及び労働時間

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、（２）に定める水準をおおむね達成することを目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、おおむね5割の達成を目標とする。

（４）本町の実情に即した担い手の育成・確保

　ア　担い手の育成方針

　　南幌町は、将来の本町の農業を担う若い農業者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たって、これを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

　特に担い手を確保するためには、農業後継者に対する研修、営農指導及び経営基盤を確立するための融資制度の充実強化を図り、新規就農希望者（後継者含）への配慮、法人化のための相談活動など魅力ある農業基盤づくりに向けて必要な措置を講じる。

　また、女性農業者は、本町農業において重要な担い手であるとともに、加工や直売などを通じて地域社会の活性化に大きく貢献している。

　さらに農業は個人の体力や能力に応じ、生涯にわたり関わることのできる職業であることから、高齢者も経験や知識を活かしながら、農業生産や地域活動に参加することが期待されている。

こうした実態を踏まえ、女性農業者や高齢者の経営参画並びに地域活動を一層促進するため、家族経営協定の締結、夫婦等による農業経営改善計画の共同申請や、法人経営等への参加・協力などを推進する。

　このため、本町は農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、南幌町地域担い手育成総合支援協議会を設置し、地域における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。

さらに望ましい経営を目指す農業者に対して営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性をもって自らの地域農業の将来について判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

イ　認定農業者制度の活用

効率的かつ安定的な農業経営の改善を促進するため、認定農業者制度を活用し、農業経営改善計画の作成指導や認定後の農業経営改善計画達成に向けた町や農業委員会、農業協同組合、農業改良普及センターなど地域の関係機関・団体による指導・助言、女性や若い世代、高齢者の能力を活かすための夫婦・親子間の農業経営改善計画の共同申請を推進する。

また、認定農業者等の担い手が主体性と創意工夫を発揮しながら経営発展できるよう、担い手への農用地の利用集積・集約化やＩＣＴ等の省力化技術の導入等の推進及び経営所得安定対策、低利融資制度など各種支援施策の活用を支援する。

ウ　農業経営の法人化の推進

　農業経営の法人化は、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、地域の農地や優れた技術の円滑な継承など経営安定・発展の効果が期待されることから、税理士等の専門家や先進的な農業者による指導等を通じ、法人化のメリットや手続、財務・労務管理に関する情報やノウハウ等の普及啓発によって、農業経営の法人化を推進する。

　　また、民間企業等の経営力や資本力を活かした地域の農業者・関係者との有機的な取組を推進する。

このため、令和12年度における農業法人数を5,500経営体とする北海道農業経営基盤強化促進基本方針の目標などを踏まえ、本町の令和12年度における農業法人数の目標数を18経営体（令和3年3月現在：15経営体）とし、農業経営の法人化を推進する。

　エ　新規就農者の育成・確保

　　本町農業が、将来に向け持続的に発展していくためには、次代を担う新規就農者の育成・確保を図る必要があるため、農業への理解の醸成と関心の喚起に向けた取組を推進するほか、雇用就農を含めた就農促進に向けた情報提供や相談活動に取り組むことが重要である。

また、優れた経営感覚を身につけ、就農後における早期の経営安定を図るため、農業大学校等における実践的な研修教育や農業改良普及センターによる技術・経営指導、指導農業士等との連携など地域の研修体制の充実・強化等により、就農から経営安定までの総合的な支援や地域の受入体制づくりを推進する。

就農希望者の経営に必要な農地や機械等の確保及び初期投資等による負担軽減のため、各種支援策の活用を推進する。

家族経営体における経営移譲や第三者経営継承、組織経営体の構成員の世代交代など、次の世代の担い手へ地域の農地や優れた技術を円滑に継承する取組を推進する。

オ　労働力不足への対応

　　農家戸数の減少や従事者の高齢化などによる労働力不足に対応するため、若者、女性、他産業を退職した人材等の多様な人材の確保と、障がい者の社会参画と農業経営の発展の双方を実現する「農福連携」により、雇用労働力の安定的な確保に向けた取組を推進する。

　　また、平成28年8月にＧＰＳ－ＲＴＫ基地局の設置を行っており、ロボット技術やＩＣＴの活用等、近年の進歩が著しく、構造的問題などの解決が期待されるスマート農業などの省力化生産技術、労働力不足に対応した生産技術等を積極的に推進する。

カ　女性農業者が活躍できる環境づくり

　　農業・農村の活性化につながる女性の経営・社会参画を促進するため、女性農業者の経営管理や生産技術等の向上、若い世代の女性農業者のネットワーク強化やグループ活動の活性化等により、女性農業者が活躍できる環境づくりを進め、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の目標の一つである男女平等参画や女性の活躍を推進する。

（５）農用地の利用集積と集約化

　「地域計画」の策定及び実現に向けて、地域計画推進事業、農用地利用改善事業、農地中間管理事業、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第２条第４項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）の特例事業等の農地流動化施策を推進し、効率的かつ安定的な農業経営への計画的な農用地の利用集積・集約化を促進する。

（６）多様な農業経営の育成・確保

　　高収益作目やクリーン・有機農業の導入による農業経営の複合化や、農畜産物の加工や直接販売、ファームインといった6次産業化による多角化など、自らの創意工夫を活かした多様な農業経営の育成・確保を図る。

４　新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

（１）新規就農の現状

　　南幌町の令和2年度の新規就農者は3人であるが、近年経営継承も増えており、担い手の世代交代が行われている。これからも、本町の基幹産業である農業の発展・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

　　　（１）に掲げる状況を踏まえ、南幌町は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

　　　ア　確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や北海道農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間670人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本町においては年間3人の当該青年等の確保を目標とする。

　　　イ　新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

自ら農業経営を開始しようとする青年等（法人の場合にあっては主たる従事者）の経営開始5年後における所得水準及び労働時間は、本町又はその近隣において既に実現している優良な経営の事例を踏まえ、主たる従事者が、地域における他産業従事者と遜色のない年間労働時間（主たる従事者1人当たり1,700～2,000時間程度）及び、他産業従事者並みの生涯所得に相当し得る年間農業所得（1経営体当たりの年間農業所得500万円程度）を目標とする。

ただし、このうち農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、経営が安定するまで時間を要することから、経営開始5年後の所得水準は、1経営体当たり概ね250万円とする。

第２　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

　　第１の３の（２）に示した目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、南幌町又は近隣市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

なお、ここに示した営農類型はあくまでも例示的な指標であり、個人の経営実態を踏まえ目標とする効率的な経営体となり得るよう関係者が一体となって推進していく必要がある。

［個別経営体］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営　農類　型 | 経 営 規 模 | 生　産　方　式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 水稲作 | <作付面積等>水稲　20.0ha＜経営面積＞20.0ha | <農機具設備>ﾄﾗｸﾀｰ(50PS) 1台ﾄﾗｸﾀｰ(80PS) 1台汎用ｺﾝバｲﾝ(3ｍ) 1台田植機(8条) 1台育苗ﾊｳｽ(50m) 8棟乾燥機　　　 3基ﾄﾗｯｸ(4t) 1台ﾏﾆｭｱｽプﾚｯダｰ(2t) 共ｻブｿｲﾗｰ(2本爪) 同 | ・パソコンによる経営　計画、財務労務、圃場管理・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る・青色申告実施 |  <労働>・家族 2人3,110時間・雇用620時間（主たる従事者2,000時間/1人） <経営収支> ・農業粗収益2,070万円・農業経営費1,650万円・農業所得420万円 |
| 水稲＋畑作（Ａ） | <作付面積等>水稲　 15.0ha秋小麦 10.0ha大豆　　 7.0haﾋﾞｰﾄ　　 3.0ha<経営面積>35.0ha | <農機具設備>ﾄﾗｸﾀｰ(50PS) 1台ｸﾛｰﾗﾄﾗｸﾀｰ(90PS) 1台汎用ｺﾝバｲﾝ(3m) 1台田植機(8条) 1台育苗ﾊｳｽ(50m) 6棟乾燥機　　　 3基ﾌﾞｰﾑｽﾌﾟﾚｰﾔ(1000ℓ) 1台ﾄﾗｯｸ(4t) 　1台ﾏﾆｭｱｽプﾚｯダｰ(3t)ｻブｿｲﾗｰ(2本爪) 共播種機　　　 同 | ・機械、施設の保守管　理と計画的更新によ　る装備・高性能機械の導入に　よる作業時間の短縮 | <労働>・家族 3人3,770時間・雇用50時間（主たる従事者2,000時間/1人） <経営収支> ・農業粗収益3,385万円・農業経営費2,565万円・農業所得820万円 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営　農類　型 | 経 営 規 模 | 生　産　方　式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 水稲＋畑作（Ｂ） | <作付面積等>水稲 18.5ha秋小麦 15.0ha 大豆 10.0haビート 4.0ha春小麦 2.5ha（又は地力）<経営面積>50.0ha | <農機具設備> ﾄﾗｸﾀｰ(50PS) 　1台ﾄﾗｸﾀｰ(80PS) 　1台ｸﾛｰﾗﾄﾗｸﾀｰ(120PS) 1台 汎用ｺﾝバｲﾝ(3m) 1台 田植機(8条) 1台 育苗ﾊｳｽ(50m) 6棟 乾燥機 3基 ﾌﾞｰﾑｽﾌﾟﾚｰﾔｰ(1000ℓ) 1台 播種機(ﾄﾞﾘﾙ) 1台 ﾄﾗｯｸ(4t) 1台 ﾏﾆｭｱｽプﾚｯダｰ(3t) ｻブｿｲﾗｰ(2本爪) 　　　　共播種機　　　　　 　同 | ・パソコンによる経営計画、財務労務、圃場管理・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る・青色申告実施・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備・高性能機械の導入による作業時間の短縮 | <労働>・家族 3人4,540時間・雇用380時間（主たる従事者2,000時間/1人） <経営収支> ・農業粗収益4,715万円・農業経営費3,680万円・農業所得1,035万円 |
| 水稲＋畑作＋野菜（Ａ） |  <作付面積等>水稲　 12.0ha 秋小麦 6.0ha ｷｬﾍﾞﾂ　 2.0ha <経営面積>20.0ha | 　<農機具設備> ﾄﾗｸﾀｰ(50PS) 　1台汎用ｺﾝバｲﾝ(3ｍ) 　 1台 田植機(6条) 　 1台 育苗ﾊｳｽ(50m) 4棟 乾燥機 2基ﾌﾞｰﾑｽﾌﾟﾚｰﾔ(500ℓ) 1台 ｷｬﾍﾞﾂ移植機 1台 ﾄﾗｯｸ(4t) 　 1台 ﾄﾗｸﾀｰ(80PS) ｻﾌﾞｿｲﾗ(2本爪) 　 共ﾏﾆｭｱｽプﾚｯダｰ(5.8t) 同 播種機(ﾄﾞﾘﾙ) | ・パソコンによる経営計画、財務労務、圃場管理・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る・青色申告実施・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備・市場価格動向の的確な把握・野菜省力技術の導入 | <労働>・家族 3人4,580時間・雇用35時間（主たる従事者2,000時間/1人） <経営収支> ・農業粗収益2,345万円・農業経営費1,830万円・農業所得515万円 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営　農類　型 | 経 営 規 模 | 生　産　方　式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 水稲＋畑作＋野菜（Ｂ） | <作付面積等>水稲 10.0ha 秋小麦 10.0ha 長ﾈｷﾞ 0.9ha 小豆 1.5ha ビート 2.0ha<経営面積>24.4ha | <農機具設備>ﾄﾗｸﾀｰ(50PS) 　1台汎用ｺﾝバｲﾝ(3ｍ) 　 1台 田植機(6条) 　 1台 育苗ﾊｳｽ(50m) 4棟 乾燥機 2基 ﾌﾞｰﾑｽﾌﾟﾚｰﾔ(1000ℓ) 1台 ﾋﾞｰﾄ収穫機 　 1台播種機(ﾄﾞﾘﾙ) 1台 ﾄﾗｯｸ(4t) 　 共同ﾄﾗｸﾀｰ(80PS) ﾏﾆｭｱｽプﾚｯダｰ(5.8t)　 　 | ・パソコンによる経営計画、財務労務、圃場管理・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る・青色申告実施・機械、施設の保守管理と計画的更新による装備・市場価格動向の的確な把握・野菜省力技術の導入 | <労働>・家族 3人4,340時間・雇用340時間（主たる従事者2,000時間/1人） <経営収支> ・農業粗収益2,700万円・農業経営費2,050万円・農業所得650万円 |
|  |
|  |  |  | ・パソコンによる経営計画、財務労務、圃場管理、飼養管理・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る・青色申告実施 |  |
| 酪　農　　 専　業つなぎ飼 い | <経営面積>田　　3.8ha畑　17.6 ha計　21.4 ha<飼養頭数>経産牛　40頭育成牛　15頭 | ＜農機具設備＞牛舎（成牛・育成兼用）　1棟牧草乾燥庫　　　　2棟飼料庫　　　　　　1棟ﾊﾞﾙｸｸｰﾗｰ（3,000ℓ）1台ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝﾐﾙｶｰ　　　1式ﾊﾞｰﾝｸﾘｰﾅｰ　　 　　1式ﾄﾗｸﾀｰ　　　　　 　2台ｻｲﾗｰﾗｯﾌﾟ　　　　　1台ﾛｰﾙﾍﾞｰﾗ　　 　　　1台ﾃﾞｨｽｸﾓｱ　 　　　　1台ﾃｯﾀﾞｰ　　 　　　　1台＜その他＞つなぎ飼いによる飼養管理 | <労働>・家族 2人3,600時間（主たる従事者1,800時間/1人） <経営収支> ・農業粗収益3,748万円・農業経営費3,139万円・農業所得609万円 |

［法人経営体］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営　農 類　型 | 　経 営 規 模 | 　 生　産　方　式 | 　経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 水稲＋畑作 |  <作付面積等> 水稲　 60.0ha 秋小麦 30.0ha 大豆 　10.0ha小豆　 16.0ha ﾋﾞｰﾄ　　8.0ha<経営面積>124.0ha〈構成員戸数〉5戸 | 　<農機具設備> ﾄﾗｸﾀｰ(50PS) 　 1台ﾄﾗｸﾀｰ(80PS) 　 1台ｸﾛｰﾗﾄﾗｸﾀｰ(120PS) 1台汎用ｺﾝﾊﾞｲﾝ(3m)　 　 2台 自脱型ｺﾝバｲﾝ(4条) 1台 田植機(8条) 　 3台 育苗ﾊｳｽ(50m) 24棟 乾燥機 　 3基 ﾄﾗｯｸ(4t) 2台 ﾏﾆｭｱｽプﾚｯダｰ(3t) 1台 ｻブｿｲﾗ(2本爪) 　1台 ﾌﾞｰﾑｽﾌﾟﾚｰﾔ(1000ℓ) 1台播種機(ﾄﾞﾘﾙ) 　 1台 播種機(4畦) 2台<労働力>　 社員 　　　　５人　 従業員　　　　５人　 パート　　　　２人 | ・地域の農地を集積し省力技術を導入した協業経営・パソコンによる経営計画、財務、労務、圃場管理・生産状況分析・自己資本の強化・青色申告実施・後継者受入体制の確　　立 | <労働>・構成員家族 10人12,510時間・雇用145時間（主たる従事者2,000時間/1人） <経営収支> ・農業粗収益1億1,580万円・農業経営費8,440万円・農業所得3,140万円（628万円/1戸） |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営　農 類　型 | 　経 営 規 模 | 　 生　産　方　式 | 　経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 水稲＋畑作＋野菜 |  <作付面積等> 水稲　 40.0ha 秋小麦 25.0ha 大豆　　4.0ha小豆　 2.0ha ﾋﾞｰﾄ　　4.0ha ｷｬﾍﾞﾂ　12.0ha ﾌﾞﾛｯｺﾘｰ 3.0ha<経営面積>90.0ha〈構成員戸数〉５戸 | 　<農機具設備> ﾄﾗｸﾀｰ(50PS) 　 1台ﾄﾗｸﾀｰ(80PS) 　 1台ｸﾛｰﾗﾄﾗｸﾀｰ(120PS) 1台汎用ｺﾝﾊﾞｲﾝ(3m) 　 2台 ﾌﾞｰﾑｽﾌﾟﾚｰﾔ(500ℓ) 1台ﾌﾞｰﾑｽﾌﾟﾚｰﾔ(1000ℓ) 1台田植機(8条) 　2台 育苗ﾊｳｽ(50m) 16棟 乾燥機 3基 ﾄﾗｯｸ(4t) 　 2台 軽ﾄﾗｯｸ(4WD) 2台ﾊｲｸﾘﾌﾞｰﾑ(乗用) 1台ﾏﾆｭｱｽプﾚｯダｰ(3t)　 1台 ｻﾌﾞｿｲﾗ(2本爪) 1台 ﾋﾞｰﾄ収穫機 1台播種機(ﾄﾞﾘﾙ) 　 1台播種機(4畦) 1台 <労働力>　 社員 　　　　５人　 従業員　　　 ５人　 パート　　　 ７人 | ・地域の農地を集積し省力技術を導入した協業経営・パソコンによる経営計画、財務、労務、圃場管理・生産状況分析・自己資本の強化・青色申告実施・後継者受入体制の確　　立 | <労働>・構成員家族 10人19,175時間・雇用1,370時間（主たる従事者2,000時間/1人） <経営収支> ・農業粗収益1億2,100万円・農業経営費9,125万円・農業所得2,975万円（595万円/1戸） |

第３　農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

　第１の３の（３）に示した目標を達成しうる青年等が目標とすべき農業経営の指標は、第２に定めるものと同様である。ただし、農外からの就農者や農家子弟のうち親から独立した経営を開始する者にあっては、指標を例示すると次のとおりである。

［個別経営体］

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営　農類　型 | 経 営 規 模 | 生　産　方　式 | 経営管理の方法 | 農業従事の態様等 |
| 水稲野菜複合 | <作付面積等>・水稲　 10.8ha・ﾋﾟｰﾏﾝ 0.2ha経営面積計 11.0ha | <農機具設備>・ﾄﾗｸﾀｰ(50PS) 　 1台・農用ﾄﾗｯｸ(2t)　　　 1台・育苗ﾊｳｽ(水稲用)　 6棟・ﾊｳｽ(6×50m) 　　 9棟・乗用田植機(8条) 1台・汎用ｺﾝバｲﾝ(3m) 1台・播種機（高速） 1台・乾燥機 1基・ｸﾛｰﾗﾄﾗｸﾀｰ(90PS)　　共同<その他>・良食味米の安定生産・無人ﾍﾘｺﾌﾟﾀｰによる防除を委託・ﾋﾟｰﾏﾝは、長期取り(6～10 　月出荷)で高収量を確保し労働の季節偏差を縮小 | ・パソコンによる経営　計画、財務労務、圃場管理・複式簿記記帳により経営と家計の分離を図る・青色申告実施 | <労働>・家族 2人4,160時間・雇用520時間（主たる従事者2,000時間/1人） <経営収支> ・農業粗収益1,545万円・農業経営費1,205万円・農業所得340万円 |
| 野菜 専業 | <作付面積等>・ﾋﾟｰﾏﾝ　　　0.4ha経営面積計 0.4ha | <農機具設備>・ﾄﾗｸﾀｰ(50PS) 　　 1台・歩行型ﾄﾗｸﾀｰ (5 PS) 1台・農用ﾄﾗｯｸ(軽ﾄﾗ) 　 1台・自走防除機 1台・栽培ﾊｳｽ 12棟<その他>・ﾋﾟｰﾏﾝは、長期取り(6～10 　月出荷)で高収量を確保し労働の季節偏差を縮小 | ・高収益野菜に特化し所得の確保・部会活動により生産技術の向上・共選施設、労働力支援組織の活用・ﾊﾟｿｺﾝによる経営計　画、労務、財務、ほ場管理・原価の把握と分析・市場動向に的確に対応した計画的生産・販売・青色申告実施 | <労働>・家族 3人4,950時間・雇用470時間（主たる従事者2,000時間/1人） <経営収支> ・農業粗収益935万円・農業経営費580万円・農業所得355万円 |

第４　第２及び第３に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関

　　する事項

１　農業を担う者の確保及び育成の考え方

　　　・本町の主要作物である米などの農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、北海道農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

・また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

　　・加えて、南幌町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信す

るとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

２　本町が主体的に行う取組

　　・本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、農業改

　良普及センターや農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹

　介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる

農用地等や農業用機械等のあっせん・確保、資金調達のサポートを行う。

　　・また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための

相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

　　・本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、

青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国による支援策や道による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

　　・青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成

を促し、青年等就農資金、農業次世代人材投資資金、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等の国の支援策や道の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。

　 さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、

認定農業者へと誘導する。

３　関係機関との連携・役割分担の考え方

　・本町は、農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係機関と連携しつつ、町が全体的な管

理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等

のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

①農業委員会は、新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応、農地

等に関する情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

②町全体で農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり、コミュニティづくりを行う。

・就農に向けた情報提供及び就農相談については担い手育成センター、技術や経営ノウハウについての習得については北海道立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、ＪＡ組織、南幌町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

　　４　就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

・本町は、南幌町農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、北海道及び農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

・農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市町村の区域内において後継者がいない場合は、北海道及び農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう農業経営・就農支援センター、北海道農業公社、市町村農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

・生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

第５　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

１　効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

本町農業の持続的な発展を図るため、第2に例示するような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用（農作業受託面積を含む。）の集積に関する目標を、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する 　農用地の集積に関する目標 | 備　　　考 |
| 南幌町農用地面積の95％以上 |  |

　　（注）「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、おおむね10年後（令和12年）を見通して設定し、この場合、農用地の利用には利用権の設定等を受けたもののほか、水稲においては基幹3作業(耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀)の全てを受託している面積、その他の作目においては主な基幹作業を受託している面積を含めるものとする。

２　その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

　・市町村、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速する。

第６　農業経営基盤強化促進事業に関する事項

　　南幌町は、北海道が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、本町農業の地域特性、すなわち稲作を中心とした土地利用型作物と併せて高収益作物などの導入を図り、それぞれの農業者の経営指標に合わせた多様な農業生産の展開や高齢化の進行による農業従事者の減少問題などを十分踏まえて、農業経営基盤の強化の促進に関する計画である地域計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理機構による農地中間管理事業及び特例事業を活用して農用地について担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の推進を図る。

１　第18条第１項の協議の場の設置の方法、第19条第１項に規定する地域計画の区域の

基準その他第４条第３項第１号に掲げる事業に関する事項

　・協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

・参加者については、農業者、市町村、農業委員、農業協同組合、土地改良区、その他の関係者と

し、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調

整を行う。

・協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を南幌町役場産業振興

課とする。

・市町村は、地域計画の策定に当たって、都道府県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組

合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適

切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎

年実施する。

２　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農

用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

（１）農用地利用改善事業の実施の促進

　　南幌町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

（２）区域の基準

　　農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当と認められる地縁的なまとまりのある地域とするものとする。

（３）農用地利用改善事業の内容

　　（２）の区域において、地域農業関係者等の組織する団体が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の調整を図るための農用地利用規程を作成し、それに基づいて認定農業者等の担い手へ農地の集積を推進するものとする。

（４）農用地利用規程の内容

　①　農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

　　　ア　農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

　　　イ　農用地利用改善事業の実施区域

　　　ウ　作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

　　　エ　認定農業者等とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

　　　オ　認定農業者等に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する

　　　　事項

　　　カ　その他必要な事項

　　②　農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（５）農用地利用規程の認定

　　①　（２）に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えているものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を南幌町に提出して、農用地利用規程について南幌町の認定を受けることができる。

　　②　南幌町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

　　　ア　農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

　　　イ　農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものである

こと。

　　　ウ　（４）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者等の農業経営の改善に資するものであること。

　　　エ　農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

　　③　南幌町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を南幌町役場前の掲示場への掲示、その他の適切な方法により公告する。

　　④　①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

（６）特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

　　①　（５）の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第9条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体という。」）を当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て農用地利用規程において定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（４）の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

　　　ア　特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

　　　イ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

　　　ウ　特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

　　③　南幌町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは（５）の①の認定をする。

　　　ア　②のイに掲げる目標が（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

　　　イ　申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

　　④　②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は、認定計画とみなす。

（７）農用地利用規程の特例

①　（５）の①に規定する団体は、その行おうとする農用地利用改善事業の実施区域を含む周辺の地域における農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を図ることが特に必要であると認めるときは、当該実施区域内の農用地について利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限る旨を、当該認定農業者及び農地中間管理機構の同意を得て、農用地利用規程に定めることができる。

②　①の規定により定める農用地利用規程においては、（６）の②に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア　認定農業者の氏名又は名称及び住所

イ　認定農業者に対する農用地についての利用権の設定等に関する事項

ウ　農地中間管理事業の利用に関する事項

エ　その他農林水産省令で定める事項

③　南幌町は、①の規定により定められる農用地利用規程の申請があったときは、その旨を南幌町役場前の掲示場への掲示、その他の適切な方法により公告し、当該農用地利用規程を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供する。この場合、利害関係人は、当該縦覧期間満了日までに当該農用地利用規程について、南幌町に意見書を提出することができる。

　　④　南幌町は、①に規定する農用地利用規程について申請があった場合、（５）の②の要件のほか、次に掲げる要件に該当するとき、南幌町は（５）の①の認定を行う。

ア　農用地利用改善事業の実施区域内の農用地につき１の（８）の権利を有する者（以下「所有者」という。）の三分の二以上の同意が得られていること。

イ　農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等から当該農用地について利用権の設定等を行いたい旨の申出があった場合に、当該認定農業者が当該利用権の設定等を受けることが確実であると認められること。

⑤　①に規定する事項が定められている農用地利用規程について、認定を受けた場合には、当該農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の所有者等（農地中間管理機構を除く。）は、当該農用地利用規程において利用権の設定等を受ける者とされた認定農業者及び農地中間管理機構以外の者に対して、賃借権、使用貸借による権利その他の農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号以下「施行規則」という。）第21条の4で定める使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は所有権の移転を行ってはならない。

⑥　①の認定において、利用権の設定を農地中間管理機構に行う場合の当該利用権の設定等の対価は、当該農用地の位置、形状、環境、収益性等を比較考量し、算出する。

⑦　①の農用地利用規程の有効期間は、認定を受けた日から起算して5年とする。

⑧　①の認定を受けた団体は、毎年3月に農用地利用改善事業の実施状況に関し、必要な報告をすることとする。

（８）農用地利用規程の変更

　　①　（５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、（５）の①の認定に係る農用地利用規程を変更しようとするときは、南幌町の認定を受けるものとする。

　　　　ただし、特定農用地利用規程で定められた特定農業団体が、施行規則第21条の5で定めるところにより、その組織を変更して、その構成員を主たる組合員、社員若しくは株主とする農業経営を営む法人となった場合において当該特定農用地利用規程を変更して当該農業経営を営む法人を特定農業法人として定めようとするとき又は施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。

　　②　認定団体は、①のただし書きの場合（施行規則第22条で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）は、その変更をした後、遅滞なく、その変更した農用地利用規程を南幌町に届け出るものとする。

　　③　南幌町は、認定団体が（５）の①の認定に係る農用地利用規程（①又は②の規程による変更の認定又は届出があったときは、その変更後のもの）に従って農用地利用改善事業を行っていないことその他政令第13条で定める事由に該当すると認めるときは、その認定を取り消すことができる。

　　④　（５）の②及び（６）の③並びに（７）の③及び（７）の④の規定は①の規定による変更の認定について、（５）の③の規定は①又は②の規定による変更の認定又は届出について準用する。

（９）農用地利用改善団体の勧奨等

　　①　認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認めるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者等（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

　　②　①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

　　③　特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

（10）農用地の利用改善事業の指導、援助

　　①　南幌町は、農用地の有効かつ適切な利用を図るため、必要があると認めるときは、農用地利用改善団体となる要件を備える団体に対して、農用地利用規程を定め、農用地利用改善事業を行うよう促す。

　　②　南幌町は、農用地利用改善団体が、農用地利用改善事業の実施に関し、農業委員会、農業協同組合及び農地中間管理機構の指導及び助言を求めてきたときには、それぞれの組織の役割に応じて、農用地利用改善団体の主体性を尊重しながら、その団体の活動を助長する上で必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

３　農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業

の実施の促進に関する事項

　・地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担

い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者に

よる農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の

策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進

するための環境の整備を図る。

４　その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

（１）農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

　　　　南幌町は、1から7に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア　南幌町における農業生産基盤整備については、国営及び道営事業により農産物を安定的に生産できる体制を確立するための基盤等整備が行われてきている。これらの事業に関わる生産者に対して負担軽減を図りながら事業を推進していく。また、ほ場条件の均一化が図られ、農用地の利用集積を進める契機となることから、地域との合意形成や連携のもと、農地流動化と基盤整備を一体的にとらえた取組を推進していく。

　　イ　南幌町は、農業農村の活性化に向け、農業構造改善事業が実施された。

今後においては、整備された施設等を有効に利用するとともに、適正な管理を行い、農業農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

　　ウ　南幌町は、水稲作、転作を効率的に組み合わせた望ましい経営の育成を図ることとする。

　　　　また、転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、団地化による効率的作業単位の形成等、望ましい営農展開に資するよう努める。

　　エ　南幌町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

（２）推進体制等

　　①　事業推進体制等

　　　　南幌町は、農業委員会、農業改良普及センタ－、農業協同組合、土地改良区、その他関係団体の役職員等をもって構成する南幌町総合農政推進協議会とも農業経営基盤強化の促進方策について検討することとする。

　　　　南幌町総合農政推進協議会は、このような検討結果を踏まえ、今後概ね10年にわたり、第1で掲げた目標や、第2、第3の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関と協議し推進する。

　　②　関係機関等の協力

　　　　農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、農業委員会、農業協同組合及び土地改良区等は、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、南幌町はこのような協力の推進に配慮する。

５　農地中間管理機構が行う特例事業に関する事項

１　南幌町は、北海道一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業実施の促進を図る。

　２　南幌町、南幌町農業委員会、南幌町農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

第７　その他

　この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については別に定めるものとする。

　　　　附則

１　この基本構想は、平成１３年１０月２２日から施行する。

　　この基本構想は、平成１８年　４月２４日から施行する。

　　　この基本構想は、平成２２年　５月１１日から施行する。

　　　この基本構想は、平成２３年１２月１２日から施行する。

　　　この基本構想は、平成２６年１０月　１日から施行する。

　　　この基本構想は、平成２９年　３月２１日から施行する。

　　　この基本構想は、令和　５年　４月２８日から施行する。

　　　この基本構想は、令和　５年　９月２７日から施行する。

　２　農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第56号）において、同法によ

　　る改正前の農業経営基盤強化促進法の適用を受けるとされた規定に関するこの基本構想の適用に

　　ついては、なお従前の例によるものとする。